

大崎地域広域行政事務組合告示第35号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び大崎地域広域行政事務組合契約規則（平成20年大崎地域広域行政事務組合規則第14号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年 5月10日

大崎地域広域行政事務組合 管理者 大崎市長 伊藤 康志



1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 第2024000097号
(2) 件名 空調設備保守点検業務（大崎広域本庁舎）
(3) 場所 大崎市古川千手寺町二丁目5番20号
(4) 期間 契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで
(5) 業務概要 フロン排出抑制法に基づく空調設備の点検及びフィルターメンテナンス
- ア 点検
- ・定期点検 1回（7.5kW以上～50kW未満）※3年毎に実施
 - ・簡易点検（室外機7台） 3回（7.5kW以上～50kW未満）※定期点検対象機器
 - ・簡易点検（室外機14台） 4回
- イ フィルターメンテナンス 2回
ウ 報告書作成 1式
- (6) 支払条件 業務完了後一括払
(7) 最低制限価格 設定 無
(8) 入札方法
- ア 条件付き一般競争入札（事後審査型）
イ 初度の入札で、予定価格の範囲内の価格で入札がない場合は、直ちに再度入札を、2回を限度とし実施する。
ウ 再度入札において、なお落札候補者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約の協議を行うことがある。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 大崎地域広域行政事務組合又は大崎市からの指名停止を受けていないこと。
(3) 破産の予防を目的とした特別清算の手続きを裁判所に申請していない者。
(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てをしていないこと。
(5) 銀行取引停止となっていないこと。
(6) 令和5・6年度又は令和6年度大崎市入札参加業者登録簿に登録されている業者で、下記の要件を満たしていること。

登録区分	管理業務
登録業種	施設等の保守管理
登録部門	空調設備
事業所の所在地等に関する条件	大崎管内に本社（店）又は受任機関を登録していること

3 担当課

(1) 入札担当課 事務局総務課 (契約管財係)

宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号 TEL 0229-23-0039

FAX 0229-23-0311

E-mail zaisei@osakikoiki.jp

業務担当課 事務局総務課 (契約管財係)

宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号

4 入札日程

手 続 等	期 間・期 日・期 限	場 所 等
設計図書等の閲覧	令和 6年 5月10日 (金) から 令和 6年 5月28日 (火) まで	宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号 大崎地域広域行政事務組合 事務局総務課契約管財係又は組合ウェブサイト
質問の受付	令和 6年 5月10日 (金) から 令和 6年 5月22日 (水) 正午まで	宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号 大崎地域広域行政事務組合 事務局総務課契約管財係 (FAX, E-mail 可)
質問の回答	令和 6年 5月23日 (木) 正午まで	宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号 大崎地域広域行政事務組合 組合ウェブサイト
入札書の受付締切	令和 6年 5月27日 (月) まで <u>(同日まで到達したもののみ有効)</u> <u>配達証明郵便に限る)</u>	宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号 大崎地域広域行政事務組合 事務局総務課契約管財係
開札	令和 6年 5月29日 (水) 午前11時20分から	宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号 大崎地域広域行政事務組合 5階 多目的講堂
入札結果の公表	落札決定後に公表	宮城県大崎市古川千手寺町二丁目5番20号 大崎地域広域行政事務組合 事務局総務課契約管財係

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

5 資格審査時の提出書類

入札執行者から開札後入札参加確認書類の提出を求められた場合は、下記の書類を提出すること。

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 大崎市競争入札参加業者登録書の写し | 1部 |
| (2) 誓約書 | 1部 |
| (3) その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類 | 1部 |
| (4) 委任状 (代表者以外の者が、上記の書類を提出する場合) | 1部 |

6 内訳書の提出

入札書に記載されている入札金額に対応した積算内訳書の提出を求める。

7 その他

別紙条件付一般競争入札(事後審査型)共通事項に示すとおりとする。

条件付一般競争入札（事後審査型）共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

- (1) 大崎地域広域行政事務組合又は大崎市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないこと。

2 入札手続等

(1) 入札参加申請

この入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは要しない。

(2) 仕様書等の閲覧

当該業務に係る仕様書及び契約条項（大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト内に別途掲載）（以下「仕様書等」という。）を閲覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。

ア 閲覧の期間及び場所は、入札告示に示すとおりとする。

イ 仕様書等に対する質問について

（ア）仕様書等について質問がある場合は、入札日程内に示すとおり、指定の場所に提出することができる。

（イ）質問書に対する回答書は、入札告示に示す期間及び場所で閲覧に供する。

(3) 入札方式並びに開札の日時及び場所等

初度の入札は郵送（配達証明付郵便に限る。）による入札とし、開札の日時及び場所は、入札告示に示すとおりとする。

(4) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認の必要がある者について行う。

3 入札方法等

(1) 入札書の提出

ア 初度の入札書の提出期限及び提出先は、入札告示に示すとおりとする。

イ 初度の入札書の提出は、配達証明付郵便により提出期限までに入札告示に示す入札書郵送先に到達しなければならない。

ウ 入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書及び積算内訳書の中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び競争入札参加登録番号、入札に係る件名及び契約番号並びに開札日を表記し、外封筒には入札書及び積算内訳書を同封した中封筒、競争入札参加業者登録書の写し及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に競争入札参加登録番号、入札に係る件名、契約番号、開札日及び入札書在中の旨を朱書きすること。

エ 一つの外封筒に二つ以上の入札書を同封してはならない。

オ 持参、電報、ファクシミリ、その他電気通信による入札書の提出は認めない。

カ 提出期限が過ぎて到着した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

キ 既に提出した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めない。

(2) 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない大崎地域広域行政事務組合職員を立ち会わせて行う。

(3) 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、開札の際に、提出された入札書のうち開札する入札書を抽選により選定することがある。

(4) 抽選により選定し開札する入札書の数は、入札執行者が抽選の際に示す。

- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る入札をした者は失格となり、再度入札に参加できない。
- (7) 入札執行回数は、再度入札を含めて3回を限度とする。

4 再度入札の方法

- (1) 再度入札は、初度の入札において、予定価格の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格での入札がない場合に、2回を限度とし、実施するものとする。
- (2) 再度入札は、初度の入札を行い、かつ開札時から立会いを行った者のみで実施するものとし、立会いのない入札者は、再度入札を辞退したものとみなす。
- (3) 再度入札の方法は、入札執行者が初度の入札の最低入札価格を公表した上で、入札者が再度の入札書を提出する方法で実施するものとする。
- (4) 再度入札に参加する者は、次の書類を持参して立ち合うものとする。
 - ア 入札書
 - イ 名刺（代表者の場合）又は委任状（代理人の場合）※様式は大崎地域広域行政事務組合公式ウェブサイト **【入札・契約情報】** → **【入札・契約関連様式】** → **【入札書など様式】** からダウンロードすること。
 - ウ 印鑑
- (5) 再度入札において、なお、落札候補者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約の協議を行う場合がある。（その場合は、見積書の提出を求める。）

5 入札保証金 免除

6 落札候補者の指定

大崎地域広域行政事務組合契約規則に基づいて最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札したものを落札候補者として指定する。

7 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者の指定を受けた者は、入札告示に掲げる書類を提出しなければならない。なお、資格確認の結果落札者が決定したときは、既に入札参加資格の確認を受けた者を除き、他の入札参加者の入札参加資格確認は行わない。

(2) 入札参加資格確認書類の提出方法、提出期限及び提出場所

ア 提出方法

入札告示に示す入札担当課へ持参すること。

イ 提出期限

入札執行者から入札参加確認書類の提出を求められた日から起算して二日以内（休日等を除く。）とする。ただし、入札執行者が特別な事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、入札参加確認書類が提出された日から起算して三日以内（休日等を除く。）に通知する。ただし、入札参加資格の確認に疑義が生じた場合等は、この限りではない。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して二日以内（休日等を除く。）に、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- (5) (4) の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を入札告示に示す入札担当課に提出すること。
- (6) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める入札参加資格確認のための書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

8 入札の無効等

- (1) 大崎地域広域行政事務組合契約規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (2) 落札候補者が入札期日以降落札決定までの間に入札告示に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失う。
- (3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、大崎地域広域行政事務組合の指示に従わなければならない。

9 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

10 その他

- (1) 入札参加者は、大崎地域広域行政事務組合契約規則を遵守しなければならない。
- (2) その他不明の点については、大崎地域広域行政事務組合事務局総務課契約管財係（電話0229-23-0039）に照会すること。

【入札書記載例】

開札日を記載すること。積算内訳書の日付についても同様とする。

(その2 役務の調達の場合) 入札書

令和 年 月 日

大崎地域広域行政事務組合

管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者役職

氏 名

印

代理人氏名

印

業者登録において登録している契約の相手方
 ・本社(店)で登録している場合は代表者
 ・受任機関(支店・営業所等)で登録している場合は受任者

契約規則を守り、下記金額をもって履行(又は、受託)したいので入札いたします。

記

1 契約番号

2 業務の内容

3 履行場所

入札告示に記載のあるとおりに記載

4 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	壺	円也

5 入札保証金

	億	千	百	十	万	千	百	十	壺	円也

(備考)代理人が入札する時

は、代理人の氏名を併記し、当該代理人が押印すること。

委任状

令和 年 月 日

大崎地域広域行政事務組合

管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者役職

氏 名 印

私は、 を代理人と定め、下記の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

1 契約番号

2 入札期日 令和 年 月 日

3 件 名

受任者使用印鑑	
---------	--

様式第7号（第12条関係）

質問・回答書		
年 月 日		
所 在 地		
商号又は名称		
代表者役職氏名 ㊟		
契約番号		
契 約 名		
番号	質問事項	回答事項
年 月 日		
回答者		
(公印省略)		

※回答事項を閲覧に供するときは、質問者名を公表しないこと。

大崎地域広域行政事務組合総務課契約管財係 FAX番号 0229-23-0311